

令和4年度 働きやすく魅力あふれる介護事業所等表彰 募集要項



1 目的

この表彰は、介護人材の確保及び育成に関して、労働環境の改善や業務効率の向上等についての優れた取組を行っている市内の介護事業所（以下、「事業所」という）等を表彰するとともに、その取組を他の事業所に波及させ、介護人材の確保及び定着、介護に対するイメージの向上につなげることを目的とします。

2 表彰種別

a. 事業所表彰

介護人材の確保及び育成、介護サービスの質の向上のため、『めざすこと』の実現に向けて必要な取組、やるべきことが整備されている事業所を表彰します。

※取組項目確認票別紙について、質問内容（質問 No.1～35）に留意した内容で記入してください。

【めざすこと】

- (1) 法人ビジョン・理念の浸透
- (2) 組織設計・業務インフラ
- (3) リーダーの育成
- (4) 従業員のモチベーションアップ
- (5) 「ケアの質」の向上
- (6) 情報編集力・情報発信力アップ
- (7) 地域内での連携強化
- (8) 介護業界・仕事のイメージアップ
- (9) 第三者機関による評価の実施
- (10) 堺市研修等の活用

b. きらめき職員表彰

a に応募した事業所のうち、同一法人で10年以上継続して働き、高齢者の自立支援や地域貢献等、幅広い視野で介護サービスの質の向上に寄与している職員を表彰します。

※下記の「選考にあたっての着眼点」5項目に留意した具体的な内容を推薦書に記入してください。

【選考にあたっての着眼点】

- (1) 自立支援に向けた取組
高齢者に対し、できないことを支援するだけでなく、可能性を見つけ、その人らしく生活できるよう自立支援に取り組んでいるか。
- (2) 地域貢献に関する取組
地域住民や関係機関と連携し、地域の課題解決に貢献する取組を行っているか。
- (3) 専門的な技術の取得やスキルアップ
資格取得に努める、研修を受講する等、自己研鑽し自身のスキルアップに努めているか。
- (4) 介護の質の向上に関する取組
より良い介護のための工夫をしているか、また、他の職員の介護技術の向上や人材育成に貢献しているか。

(5) リーダーシップ

組織内や地域の課題の解決に向け、リーダーシップを発揮しているか。

3 対象

a. 事業所表彰

堺市内に所在する、介護保険法に基づく指定等を受けている事業所

※特別養護老人ホームや介護老人保健施設に併設され、一体的に運営されている短期入所生活介護等の指定居宅サービス（みなし指定を含む。）については、「本体施設」に含めて表彰の対象とし、個別には表彰しません。

b. きらめき職員表彰

a に応募した事業所のうち、同一法人で 10 年以上在籍している職員 3 名以内。正規職員として勤務している常勤または短時間勤務職員。（※用語説明参照）

ただし、以下のいずれかに該当するものについては、事業所表彰、きらめき職員表彰の対象としません。

- (1) 介護保険法に基づく改善命令、指定の全部若しくは一部の停止又は取消しの処分を受け、その処分の日から起算して 5 年を経過しない介護事業所
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。次号において「暴対法」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団
- (3) 暴対法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員又は堺市暴力団排除条例（平成 24 年条例第 35 号）第 2 条第 3 号に規定する暴力団密接関係者
- (4) 前 2 号に掲げるものの利益になり、又はなるおそれがあると認められるもの
- (5) 刑事事件に関して、現に起訴されている者又は禁錮以上の刑に処せられた者（刑の消滅したものを除く。）
- (6) 令和 3 年 4 月 1 日以降に、養介護施設従事者等による虐待が認定されている介護事業所

4 応募期限

令和 4 年 7 月 29 日（金）まで

5 応募方法

(1) 提出書類

- ・働きやすく魅力あふれる介護事業所等表彰 応募申込書（様式 1）
- ・働きやすく魅力あふれる介護事業所等表彰 取組項目確認票（様式 2 - 1）
- ・取組項目確認票別紙（様式 2 - 2）
- ・きらめき職員表彰推薦書（様式 3） ※該当する職員がない場合は、提出の必要はありません。
- ・その他参考となる資料

(2) 提出方法

提出書類に必要事項を記入し、応募期間内に下記提出先へメールでお送りください。

応募書類のデータ容量は、全てを合わせて 7MB 以内とします。

7MB を超える場合は受付できませんので、ご注意ください。

また、様式 1 は、メールで提出していただく他、原本を郵送でお送りください。

(3) 提出先

〒590-0078 堺市堺区南瓦町 3 番 1 号

堺市 健康福祉局 長寿社会部 長寿支援課 担当：出麴

choshi@city.sakai.lg.jp

6 選定方法

a. 事業所表彰

◆ 1次選考

各事業所にて『取組項目確認票』を用いて自己チェックを行い、その結果により選定します。

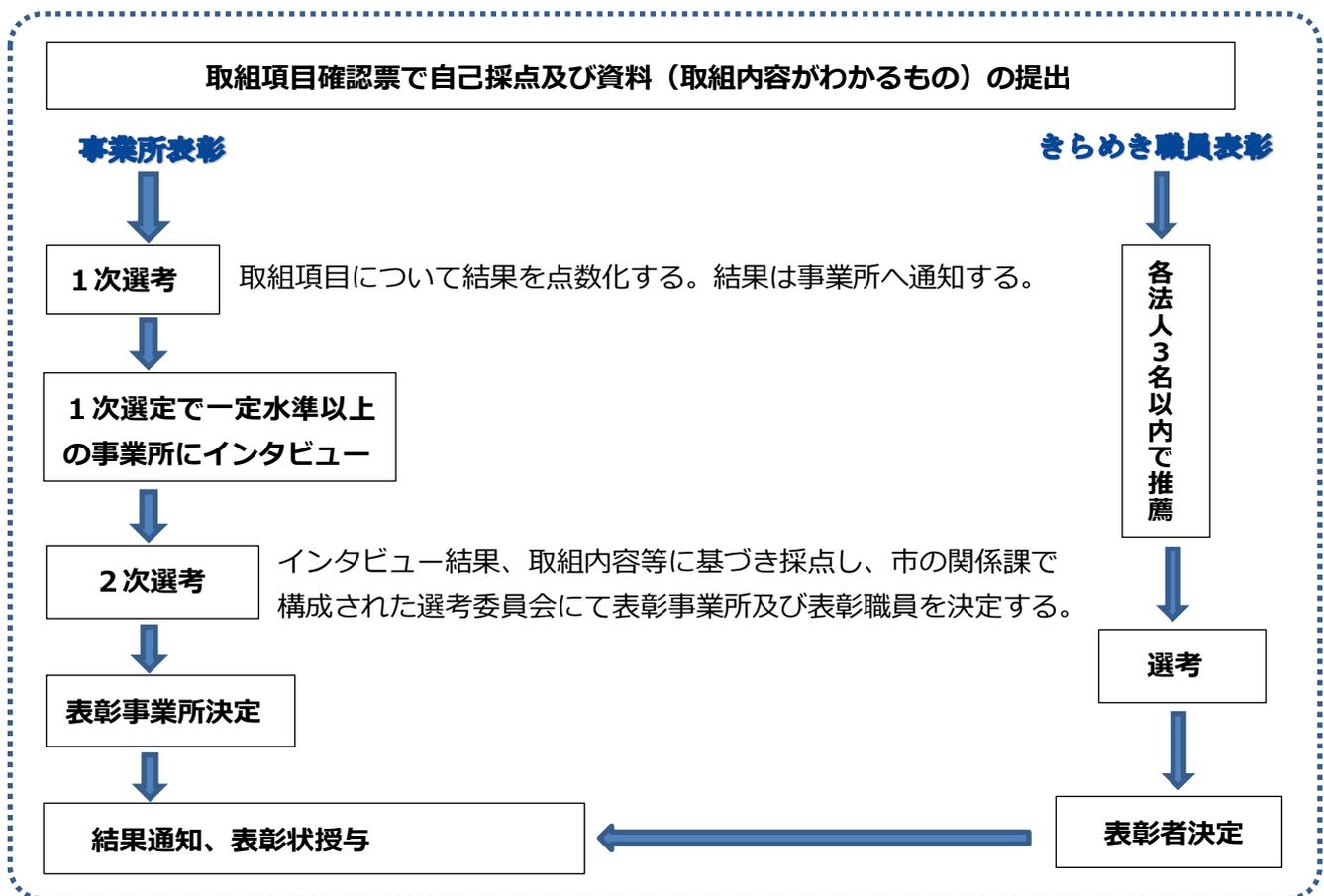
◆ 2次選考

1次選考で一定の水準を満たした事業所へヒアリングを行い、その後、市が設置した選考委員会にて表彰事業所を決定します。

※事業所へのヒアリングはオンライン（Microsoft Teams）にて行います。

b. きらめき職員表彰

『きらめき職員表彰推薦書』の内容により、市が設置した選考委員会にて表彰者を決定します。



7 通知方法

1次選考の結果：令和4年8月下旬頃にメールで通知します。

2次選考の結果：令和4年10月下旬頃に事業所あてに郵送します。

8 表彰

令和4年11月頃に開催予定の表彰式にて堺市長名で表彰状を授与します。

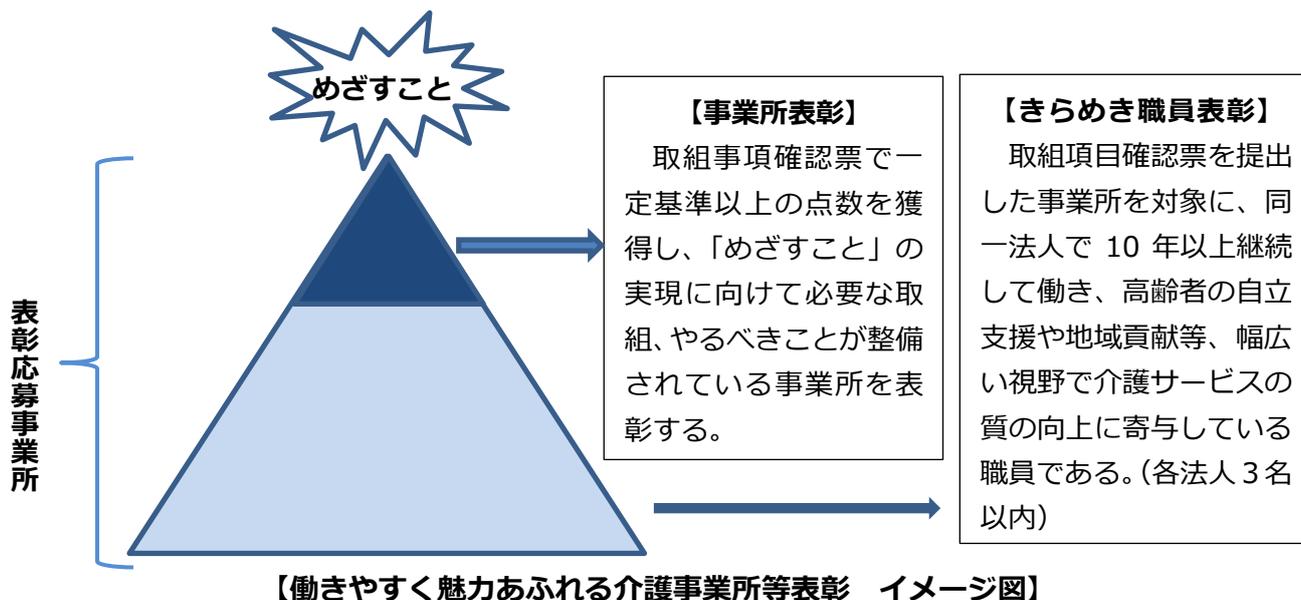
また、令和4年12月に開催予定の「さかい福祉と介護の実践発表会」において、事業所をアピールする場として、表彰式の動画と受賞事業所のPR動画の配信を予定しています。PR動画は、表彰式後に撮影する予定です。

9 その他

表彰された事業所については、表彰式の動画と受賞事業所のPR動画を含め、堺市ホームページに公表しますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

10 お問い合わせ先

〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号
堺市 健康福祉局 長寿社会部 長寿支援課
電話 : 072-228-8347
FAX : 072-228-8918
Email : choshi@city.sakai.lg.jp



注) 用語説明

離職率の算出方法 ※取組項目確認票(様式2-1)の質問No.15-2に使用

貴事業所の介護保険の指定介護サービス事業に従事する従業員(訪問介護員と介護職員)について、以下の方法で算出してください。

$$\frac{\text{離職者数(令和3年4月1日～令和4年3月31日)}}{\text{在籍者数(令和3年4月1日時点)}} \times 100$$

※上記の離職者数、在籍者数には、正規職員(雇用している労働者で雇用期間の定めのない者)及び非正規職員(正規職員以外の労働者(契約、嘱託、パートなど))を含みます。雇用期間の定めのある者、定年退職者は含みますが、派遣労働者、委託業務従事者は含みませんので、ご注意ください。

正規職員・非正規職員とは

正規職員(雇用している労働者で雇用期間の定めのない者)

- ・常勤労働者(1週の所定労働時間が主たる正規職員と同じ者)
- ・短時間労働者(1週の所定労働時間が主たる正規職員に比べ短い者)

非正規職員(正規職員以外の労働者(契約、嘱託、パートなど))

- ・常勤労働者(1週の所定労働時間が主たる正規職員と同じ者)
- ・短時間労働者(1週の所定労働時間が主たる正規職員に比べ短い者)

ただし、派遣労働者、委託業務従事者は含みません。